

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月21日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社アシスト(法人番号8010601027540) 代表者 新堂 聡
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区東墨田3-21-28 (西新井営業所) 東京都足立区西新井7-15-2
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年12月13日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月24日
(2)事業者の氏名又は名称	大和自動車交通江東株式会社(法人番号7010601045948) 代表者 亀田 英紀
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区猿江2-16-27 (本社営業所) 東京都江東区猿江2-16-27
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和4年6月24日、駐車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月24日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社イチバン流通(法人番号1011702003866) 代表者 兵藤 博
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区北葛西3-8-8 (本社営業所) 東京都江戸川区北葛西3-8-8
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和4年6月24日、駐車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 12 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月28日
(2)事業者の氏名又は名称	内田 忠晶
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区 (営業所) 東京都板橋区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項
(6)違反行為の概要	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益社団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和2年度の負担金を納付せず、令和3年10月20日付け関自旅二第1327号による負担金納付命令(納付期限令和3年11月4日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月28日
(2)事業者の氏名又は名称	石井 昇二
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区 (営業所) 東京都江戸川区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項
(6)違反行為の概要	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益社団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和2年度の負担金を納付せず、令和3年9月10日付け関自旅二第1130号による負担金納付命令(納付期限令和3年10月11日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月28日
(2)事業者の氏名又は名称	東京太陽株式会社(法人番号2011801013963) 代表者 中川 昌信
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区四つ木5-5-18 (本社営業所) 東京都葛飾区四つ木5-5-18
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和4年1月14日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月28日
(2)事業者の氏名又は名称	金港交通株式会社(法人番号8020001019922) 代表者 関 進
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市磯子区上町11-3 (本社営業所) 神奈川県横浜市磯子区上町11-3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年11月24日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 7 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年6月28日
(2)事業者の氏名又は名称	日野交通株式会社(法人番号5020001018596) 代表者 三野 弘二
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-43-4 (菅沢営業所) 神奈川県横浜市鶴見区菅沢町16-19
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年11月15日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)